

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立福岡工業高等学校
課程又は教育部門	定時制課程

48

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

- (1) いじめがすべての生徒に関係する課題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の教育活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することが無いようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめの未然防止には、生徒にとって魅力ある学校をつくることが大切であり、すべての生徒が学校を魅力ある場所と感じるためには「絆づくり」と「居場所づくり」を意図的・計画的に取り組む必要がある。

学校基本方針を全ての教職員に周知するために校内研修を行う。校内研修については、職員の知識と対応力の向上を目的として行う。外部講師や学校生活アンケートや職員アンケートの結果を活用し情報の共有と予防を目的として実施する。

(1) 生徒理解のための教職員研修会

① 目的

生徒一人一人の学習状況や学校生活、能力・特性、友人関係を把握し、情報を共有すると共に、指導の基本的な方針を確認する。

② 実施時期

4月、6月、9月、11月、1月

③ 方法

事前の職員アンケート（全生徒に対する気になること（気付き）等）を集約した資料を基に情報を共有するとともに、指導の基本的な方針を確認する。

④ 配慮事項

作成した資料の扱いについては、生徒の個人情報として配慮し、守秘義務とする。

(2) 校内研修会（11月）

いじめに対する認識・理解及び生徒の自己指導能力について教師に必要な資質・能力の向上を図ることを目的として外部講師等を招聘し実施する。

講師・・・県教育センター指導主事、臨床心理士等

(3) 特別支援に関する情報交換

発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、特別支援教育コーディネーターを中心に教職員全員で正しい理解の促進を図る。

(4) 部活動の生徒について

いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用方法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉えて顧問が中心となり指導を行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめは、初期段階ではいじめをいじめと思わないで展開されることが多い。また、大人が気付きにくい形で進行することが多い。日常生活の中で発生し進行することを全職員が認識し、些細な兆候であってもいじめではないかと注意や観察を行い、生徒とのかかわりを持って発見に努めなければならない。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく学校いじめ対策組織を活用して行う。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断をするものとする。また、個々の人権や命の大切さについて指導や助言を行い、予防に努めることが必要である。発見した時には組織的に対応し、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめ問題を隠したり軽視することなく、積極的にいじめ問題に取り組むことが必要である。

(2) いじめの早期発見のための措置

① いじめ防止アンケート・学校生活アンケートの実施

本校での生活状況の把握といじめの早期発見を目的として、全生徒にいじめ防止アンケート又は、学校生活アンケートを毎月1回実施する。このうち学期に1回以上は、無記名アンケートとする。

② いじめ対策委員会の実施

毎月1回、いじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応について協議する。

③ 担任による面談の実施

担任によるいじめの早期発見のための「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」《ダイジェスト版》等を活用した面談及びカウンセリングを実施する。

④ 職員研修会の実施

年間5回、事前の職員アンケートを資料とし、学業や学校生活全般における気になる生徒について、教職員研修会において情報交換や指導法について共有する。

⑤ 校内巡回の実施

毎日職員で登下校指導や校内巡回（部室を含む）を行い、生徒への声掛けや観察によりいじめの早期発見や未然防止に努める。

⑥ 保護者に対する取り組み

家庭と連携したいじめ早期発見のための「家庭用チェックリスト」を全家庭へ年間2回配布し確認する。

⑦ 職員によるいじめの早期発見の取り組み

全ての教職員の共通認識を図るため、年間5回（4月、6月、9月、11月、1月）、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修会を行い、いじめの早期発見に努める。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員によることなく、いじめ防止対策推進法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめの発見・通報を受けた際、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情確認したうえで、教育的配慮の下、毅然とした態度で組織的な対応を行う。

いじめられていることを表出できない生徒、インターネットやSNSを利用したいじめに対しても同様な対応を行う。

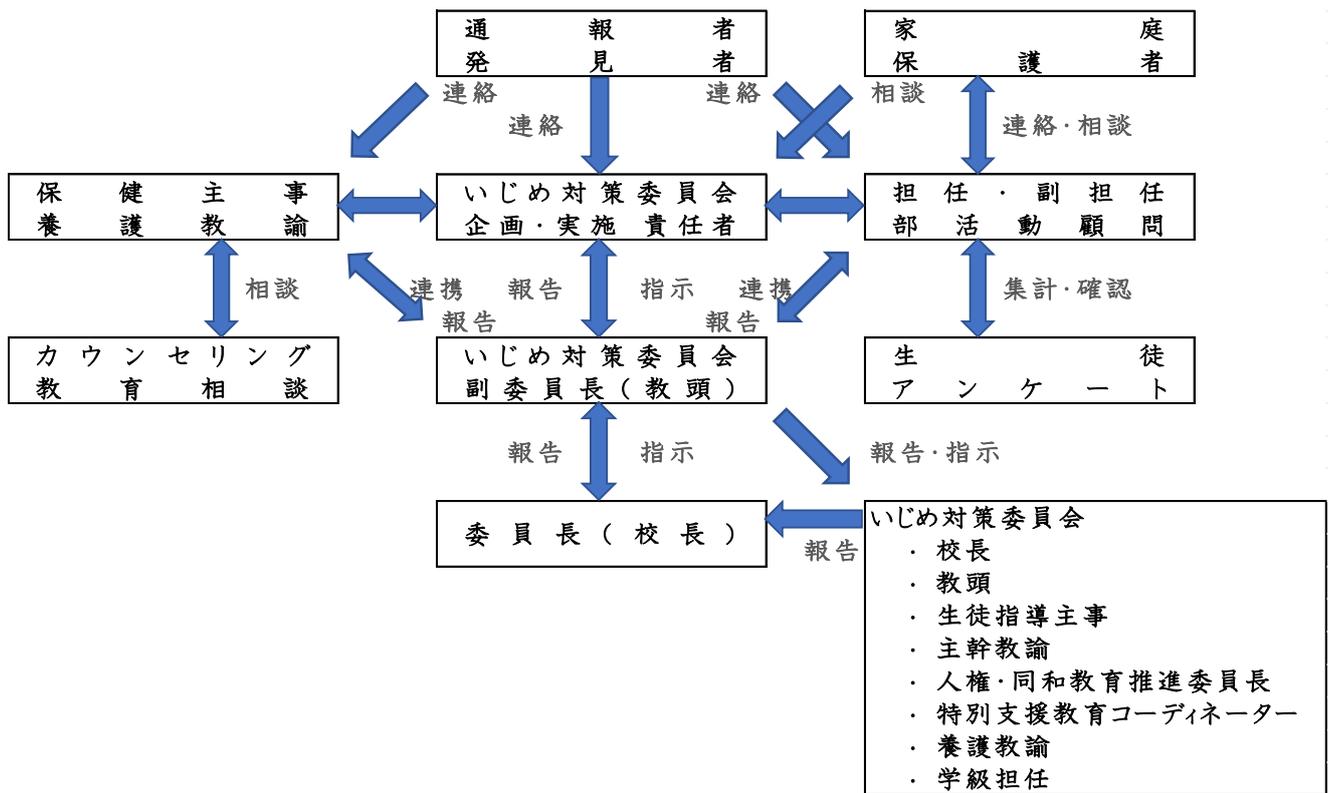
（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

速やかに対応するため、次の「対応と報告フロー図」に従い、報告・連絡・相談を行う。

報告や連絡は可能な限り迅速に行い、職員の情報共有を行う。緊急（非常事態）の場合は直接管理職に報告する。疑いのある事案を把握した段階で、管理職から第一報を教育委員会に入れておく。

部活動において顧問がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。また、部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

対応と報告フロー図



(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた当該生徒や情報提供者である生徒の安全を確保するとともに、当該生徒に対し徹底して守り通すことを伝え不安を除去する。また、親しい友人や教職員など、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添う支える体制をつくる。
- ② 保護者に対しても連絡や報告を密に行い、いじめられた生徒の保護とケアを徹底して行うこと、また秘密の厳守について説明を行い、できるだけ保護者の不安を取り除くことを心がける。
- ③ 状況に応じ、いじめられた当該生徒及びその保護者に対して、SC等による面談の実施、専門医への受信を案内するなど、メンタルケアを継続して行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ① 慎重に調査及び聞き取りを行い、事実に基づいた調査を実施する。不確定な情報や憶測で聞き取りを行わない。
いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、必要に応じて別室において特別指導を行い、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。場合によっては所轄警察署等とも連携して対応する。
- ② いじめた生徒の保護者に対しては、家庭訪問等により迅速に知り得た事実関係を伝え、今後の指導方法、学校との連携方法について話し合う。行った行為について指導するが、人格を否定する指導ではないことを伝え、生徒及び保護者の理解を促す。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 身近で起きた事象でありいじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる指導や助言を個別及び集団・クラスに対して行う。いじめを止めさせることはできなくても、賛同せず、身近な家族や友人に知らせる勇気を持つように伝える。
また、はやし立てる行為を行った生徒に対しては、いじめを助長する行為であることを理解させる。
- ② いじめられた生徒といじめた生徒の関係の改善については、個別面談、カウンセリング、クラス討議、ホームルームによる助言をとおし、全職員の共通認識と支援のもと、全力を挙げて粘り強く取り組む。
個々の生徒が安心して充実した集団生活が送れるように支援する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① 学校教育活動全体をとおして、生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
また、生徒指導部やいじめ対策委員会、人権・同和教育推進委員会、特別支援教育推進委員会等との連携を図り、常に情報を共有し対策を検討する。さらに、携帯電話使用における注意点や課題を講演会等で理解させる。
- ② 日常の予防活動が重要な要素となるので、インターネット、スマートフォンの利便性や問題点について、実例を挙げて指導を行う。肖像権の侵害や名誉棄損による問題等、それらを所持、使用する上で、重い社会的責任が生じている事実を生徒に伝えることが重要である。
- ③ アンケートや生徒の申し出により事実を確認した場合、画像を保存して記録を取り事実関係を把握する。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案していじめ対策委員会を経て校長が判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。
被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、更に長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が過ぎるまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して状況を注視する。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

（1）重大事態の発生と調査

- ① 即座に県教育委員会を通じて県知事への発生報告を行う。
- ② 「いつ（いつ頃から）」「誰から（誰達から）行われ」「どのような態様であったか」を明確にする調査を行うことで、いじめを生んだ背景や事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明らかにし、学校が事実と向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

（2）調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒及びその保護者等に対し、調査結果によって得られた事実関係について、適時説明する。調査及び事実関係については保護者等への情報提供を行う。調査結果にはいじめの防止策や保護者等所見を記載する。
- ② 調査結果については、県教育委員会を通じて県知事へ報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

（1）組織の名称 いじめ対策委員会 / 重大事態調査委員会

（2）いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核として「いじめ対策委員会」を組織する。いじめ対策委員会は、校長を委員長とし、教頭を副委員長、及び外部対応責任者、企画・実施責任者を生徒指導主事、及び構成員を主幹教諭、人権・同和教育推進委員長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任等10名で組織する。

いじめ対策委員会は、毎月1回及び緊急時に招集し、協議する。協議した内容については、校長に報告し判断を仰ぐ。

- (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能
重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織として「重大事態調査委員会」を組織する。この組織は、校長の指揮、指示の下、客観的な事実関係を速やかに調査し、教育委員会を通じて県知事へ報告する。また、調査内容に基づき、事態への対応における指導・助言を行い、さらに事実関係を参考にして、今後の指導計画を見直し発生防止を図る。

7 学校評価

学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において、いじめの防止のための取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取り組み、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標達成状況を評価する。